（警察官等けん銃使用及び取扱い規範の一部改正）

第六条　警察官等けん銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
様式第２号 試射弾丸及び薬きょう送付書 令和　年　月　日 科学警察研究所長　殿 所轄庁の長　㊞ 送付物件：試射弾丸及び試射薬きょう　各１個　試射年月日：　年　月　日 亡失拳銃：名称／型式／口径／銃身長／番号／亡失弾薬　発 被貸与者：所属／官職　氏名　歳 亡失年月日：令和　年　月　日午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間 亡失の場所 亡失の状況 備考	様式第２号 試射弾丸及び薬きょう送付書 平成　年　月　日 科学警察研究所長　殿 所轄庁の長　㊞ 送付物件：試射弾丸及び試射薬きょう　各１個　試射年月日：　年　月　日 亡失拳銃：名称／型式／口径／銃身長／番号／亡失弾薬　発 被貸与者：所属／官職　氏名　歳 亡失年月日：平成　年　月　日午前後　時　分頃から　月　日午前後　時　分頃までの間 亡失の場所 亡失の状況 備考

（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則の一部改正）

第七条　警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。